



各位

会 社 名 ハンワホームズ株式会社 (コード番号 275A TOKYO PRO Market) 代表者名 代表取締役社長 鶴厚志 問合せ先 執行役員経営管理部部長 眞國慶多 T E L 072-485-0102

U R L https://www.hanwa-ex.com

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役 (監査等委員である取締役を含む。) に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報 酬等の額及びその内容に関する議案を、2025年5月20日開催予定の第31回定時株主総会に付議するこ とを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するストック・オプション報酬額及び内容について

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図る ことを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予 約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

- Ⅱ 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)
- 1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2024年7月21日 開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、とすることをご承認 いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務 展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対 するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額450万円以内(うち、社外取締役(監査 等委員である取締役を除く)については330万円以内)とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決さ れました後も現在と同様に、取締役(監査等委員である取締役を除く)は5名となります。なお、当社従業員に対 しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取 締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については300個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は取締役(監査等委員である取締役を除く)については30,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金150円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を 調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 × --

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式 にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新 規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切

に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にの み新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りで ない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人1名に限りこれを認める。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

2. 監査等委員である取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容について

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

Ⅱ 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)

1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の監査等委員である取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2024年7月21日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務 展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役に対するストック・オ プションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額120万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

- 2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)
- (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、監査等委員である取締役については80個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は監査等委員である取締役については8,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金150円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を 調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後=調整前
行使価額整備
(大)
(株)
(株)
(大)
(株)
(大)
(株)
(大)
(大)
(株)
(大)
(株)
(大)
(大)
(株)
(大)
(大)
(株)
(大)
(大)
(株)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)
(大)<

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式 にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新 規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式がTOKYO PRO Market以外のいずれかの株式公開市場に上場した場合にの み新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りで ない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人1名に限りこれを認める。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過する こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。